平成２１年（フ）第１９７８９号
東京都品川区旗の台３丁目３―12　多賀方
債務者　笹城戸　功
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　圭子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７９０号
東京都品川区旗の台３丁目３―12　多賀方
債務者　笹城戸イチ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　圭子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８５２号
千葉県千葉市緑区土気町339―３―103
債務者　遠藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿野　真美
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９００号
東京都八王子市大谷町45―７―205
債務者　小森谷優美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川美津子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９０１号
東京都板橋区舟渡３丁目24―12―403
債務者　笠井　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　　健
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００７１号
東京都大田区中央６丁目21―14
債務者　山下　伸也
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　晴信
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３０号
東京都練馬区石神井台３丁目32―15―405
債務者　柴田　　望
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　貴夫
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１０５号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町2718―９
債務者　石渡　雅風
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　元樹
4　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２７９号
青森県八戸市大字尻内町字直田85番地２　福田アパート５号
債務者　三浦　昭良
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
青森県八戸市類家３丁目５番９号　福島荘201
債務者　藤嶋　　明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
青森県八戸市是川３丁目３番地４　市営Ｂ３―３
債務者　田端　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
青森県八戸市大字新井田字寺沢18番地７　プラトン横浜Ｄ―５号、前住所青森県八戸市大字新井田字寺沢18番地７　Ｅ棟202号
債務者　笠原　宣文
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
青森県八戸市大字新井田字中町33番地
債務者　中村　善嗣
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
宮城県東松島市新田字落合78番地
債務者　内海　純平
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
神奈川県厚木市恩名１丁目８番57―704号
債務者　須藤　康代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４７号
神奈川県平塚市西真土１丁目９番３号
債務者　葉山　彰子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部